



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社U E X

代表者名 代表取締役社長 岸 本 則 之
(コード番号 9888)

問合せ先 執行役員 総務・経理担当兼経営企画
部長 森 岡 恭 利

TEL (03) 5460-6500

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成20年 5 月20日開催の取締役会において、当社が発行する株券等の大量買付けに関する具体的な対応策（買収防衛策）（以下、「旧対応策」といいます。）を導入することを決議し、平成20年 6 月26日開催の第54回当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。その後、平成23年 6 月28日開催の第57回当社定時株主総会において旧対応策に一部修正を行った上で継続（以下、「現対応策」といいます。）することについて株主の皆様にご承認をいただいております。現対応策の有効期間は、平成26年 6 月20日開催予定の第60回当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社は現対応策の継続後における買収防衛策に関する動向を踏まえて、本日開催の取締役会において、当社定款第50条に基づいて本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現対応策を継続することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします（以下継続後の対応策を「本対応策」といいます。）。今般の継続にあたり現対応策からの主な変更点は、①現対応策においては独立委員会の委員を4名選任していたところ、本対応策においては3名としたこと、②当社のコーポレートガバナンスに関する記載を含むその他の事項について所要の修正を行ったことですが、本対応策の内容に実質的な変更はございません。なお、現対応策の継続を決議した本日開催の取締役会には、当社の社外監査役3名を含む当社の監査役4名全員が出席し、本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応策に異議がない旨の意見を表明しております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大量買付提案に応じるかどうかの判断は最終的に株主の皆様に基づいて行なわれるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付提案の中には、企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも少なくありません。当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向

上に資さない大量買付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような買付提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要かつ十分な情報の確保や株式の大量買付けを行う者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する取り組み

1. 企業価値の源泉について

当社は主にステンレス鋼その他の金属材料を扱う商社であります。昭和30年の創立以来、当社はステンレス鋼の流通を通じてわが国の産業の発展に寄与することを目的とし、販売先と仕入先双方のニーズを調整すると共に、お取引先にソリューションを提供することにより発展してまいりました。当社の企業理念である「日本一のステンレス・チタン商社として、世のため人のために役立ちたい。」は「UEXの志」という形にまとめられております。現在、当社はステンレス鋼の中でも一流メーカーの製品を扱うことにより、品揃え、品質、納期、価格などにおいて優位に立ち、地道な営業活動を通じて、単にステンレス鋼材を販売するだけでなく、近年益々多様化・複雑化してきているお客様のニーズやウォンツを吸い上げ、適切なソリューションを提供し、同業他社に負けない競争力を維持しております。当社は、産業の基礎資材や生産設備・装置などに使用される、いわゆる生産財と呼ばれるパイプ・厚板・丸棒などの取引に強いことが特徴であり、機械装置メーカーや原子力・食品・化学品関連業界に多くの優良顧客を持っていることが他社との差別化につながっております。また、鉄鋼流通業界においてメーカーや大手総合商社の主導による系列化が進んでいくなか、創立以来、当社は特定の系列に属さず独立性を堅持することにより、再編が課題とされるステンレス流通業界の中でも独自の存在感を維持しており、このことが仕入先・販売先の信頼を勝ち取る要因ともなっております。

2. 企業価値の向上に向けた取り組み

ステンレス流通業は、日本の経済成長が鈍化していくなか、成熟期を迎えており、従来の問屋機能だけに依存したビジネスモデルでは、当社の企業価値を大幅に向上させていくことは困難になってきています。国内市場で大きな拡大・成長が期待できない状況下にあって、他社との競争に打ち勝ち、シェアを拡大していくには、従来のビジネスモデルに新しい機能を付加していくか、新成長分野への営業体制を構築していくか、あるいは海外に市場を求めていく必要があります。この一環として平成25年4月に、新たな成長分野への取り組みやプロジェクト物件の捕捉力の強化を目指し、営業部門に社内横断的組織を新設しました。また、海外市場に関しては、従来から実績のある中国、韓国、シンガポールやその周辺国において営業展開を図っており、その他の地域においても事業展開の可能性を検討しております。いずれの市場においても、当社の基本的な機能、すなわち、販売先と仕入先の双方のニーズを調整することに変わりはありませんが、旧来どおりの物流・金融といった業務を行っているだけでは、取引先の満足は得られません。経済のグローバル化の進行やITの進歩により、従来の契約形態・ビジネスプロセスが劇的に変化していく環境下において、当社では企業価値を高めていくために、次のような施策に取り組んでおります。

- ① 加工分野を強化することにより、高付加価値商品・サービスの提供を更に充実させるため、レーザー切断機やフライス加工機などの最新鋭の機械・設備を導入し、当社の内製加工力を強化していく一方、社外の加工専門会社を適宜活用し、協同化を図っております。
- ② 海外での展開としては、拡大する中国市場において当社の子会社の業容を拡大し、中国に進出する日系企業向けを中心に販売・サービスを充実させております。また、より付加価値の高い加工分野への展開を図っていきます。中国以外でも今後成長が見込まれる地域における事業展開の可能性の研究を進め、当社の果たせる役割の拡大を図っていきます。
- ③ 同業他社との差別化を図るため、取引先への提案営業を実践し、ソリューション機能を強化します。そのため、人事制度・社員教育を充実させ、優秀な人材の育成に努めます。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は企業価値を高め株主・取引先・従業員の期待に応えるため、企業倫理を確立し経営の透明性を確保するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築・維持することを経営上の最重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス上それを監視できる体制を構築しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち3名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べております。経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。また、平成17年6月より執行役員制度を導入し業務執行機能を強化しております。平成25年6月には取締役の責任を明確化するため、取締役の任期を2年から1年に変更するとともに、取締役会長、取締役社長以外の役付取締役を廃止し、業務執行にあたる役付役員を執行役員の中から選任しております。また、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を条件として社外取締役1名を選任し、経営監視体制の一層の強化を図ります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策継続の目的

当社取締役会は、当社株券等の大量買付けを行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、当社株券等の大量買付けの際に、株主の皆様が当該買付け行為に応じるべきか否かを適切に判断するために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付けを行おうとする者との協議・交渉の機会を確保する目的で、本対応策を継続することといたしました。本対応策は、当社株券等の大量買付けを行おうとする者が遵守すべきルールを定めるとともに、一定の場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付けを行おうとする者に対して、上記Ⅱ.の1.に記載した当社の「企業価値の源泉」を守るため当社が対抗措置をとる可能性がある旨の警告を行うものです。

なお、本日現在、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付けの具体的提案を受けている事実はありません。また、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1の「当社の株式の状況」のとおりです。

2. 本対応策の内容

(1) 本対応策の概要

本対応策は、当社株券等の大量買付けが行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、大量買付けを行おうとする者との協議・交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。大量買付けを行おうとする者は、大量買付提案につき当社取締役会が評価・意見・代替案の提示のために必要な一定の評価期間の経過後、もしくは対抗措置発動の適否に関する当社取締役会後に大量買付けを開始するというものです。なお、本対応策においては対抗措置の発動にあたって、独立委員会（下記「(2)独立委員会の設置」をご参照）が当社取締役会に対して、株主総会を招集し対抗措置発動の適否につき株主の皆様の意思を確認するよう勧告した場合には、当社取締役会は株主意思の確認手続として株主総会を招集することとし、この場合、大量買付けは当該株主総会決議後に開始されるものとします（本対応策の概要については、ご参考「本対応策に関するフローチャート」をご参照ください。）。

(2) 独立委員会の設置

本対応策においては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の社外取締役、社外監査役及び社外の有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者等）の中から選任されることといたします。独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャルア

ドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付提案の評価、検討を行い、大量買付けの提案内容を改善させるために、必要と認めるときは、大量買付者と協議・交渉等を行うものとし、独立委員会はかかる協議・交渉等の経緯及び結果も踏まえて当社取締役会から諮問する事項につき勧告を行うものとします。なお、本対応策継続時の独立委員会の委員の候補者氏名と略歴は別紙2のとおりです。また、独立委員会規定の概要は別紙3のとおりです。

3. 本対応策の手続

(1) 本対応策の適用対象

本対応策は、以下の(a)又は(b)に該当する当社株券等の買付け（以下、「大量買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）に適用するものといたします（ただし、当社取締役会があらかじめ同意したものを除きます。）。なお、本対応策では大量買付者と当社との間における使用言語は日本語といたします。

- (a) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 大量買付者による買付意向表明書提出及び当社取締役会からの本必要情報の要求

大量買付者は、大量買付行為の開始に先立ち、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、本対応策に定める手続を遵守する旨及び提案する大量買付行為の概要を書面（以下、「買付意向表明書」といいます。）にて当社取締役会に対して提出していただきます。当社は、大量買付者から買付意向表明書が提出された事実及びその内容について、必要かつ適切な範囲で株主の皆様に対して開示いたします。

当社取締役会は大量買付者より買付意向表明書を受領した日から10 営業日以内に、大量買付者に対して大量買付行為にかかる買付内容を検討するのに必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付します。なお、大量買付者にご提出頂く本必要情報の内容は、大量買付行為の内容等によって異なりますが一般的な項目は以下のとおりです。

- (a) 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容（当社の事業と同種の事業についての経験、業績等に関する情報を含みます）、経歴、沿革、資本構成、財務内容等）

¹金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応策において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応策において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

²金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者(同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)をいいます。

³金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(b)において同じとします。

⁵金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (b) 大量買付行為の目的、方法及び内容（買付行為における当社株券等の買付け対価の種類・価額、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付行為の実行の確実性の程度等を含みます）
- (c) 買付価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- (d) 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、資金調達に関連する一連の取引の条件・内容等を含みます）
- (e) 大量買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策、資産活用策等
- (f) 大量買付行為後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- (g) 大量買付行為後における当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (h) その他当社取締役会が合理的に必要なと判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が提供した本必要情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると合理的に認められる場合には、独立委員会の勧告を受け、大量買付者に対し本必要情報が十分に揃うまで追加的に書面による情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大量買付者が提出した本必要情報につき、必要かつ適切と判断される時点でその全部又は一部を開示いたします。

(3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は大量買付者より本必要情報の提供が完了した後、大量買付行為の難易度に応じて、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を当社取締役会による評価、意見、交渉、代替案の作成及び対抗措置発動の適否を判断するための期間として設定します。ただし、当社が諮問し、独立委員会が合理的に必要なと認めた場合は、独立委員会の決議により当該評価期間を30日を上限として延長することができるものとし、再延長はしないものとします。当社は当社取締役会による評価期間の開始時期（評価期間の日数を含みます。）及び終了時期、また、かかる評価期間が延長された場合には当該延長の理由とその期間について開示いたします（かかる期間を以下「取締役会評価期間」といいます。）。大量買付者は取締役会評価期間が終了するまで大量買付行為を開始しないこととします。当社取締役会は取締役会評価期間において必要に応じ適宜外部の専門家等の助言を得ながら、提供された本必要情報について十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ公表します。

(4) 対抗措置の概要

大量買付者が本対応策に規定された手続を遵守しない場合や、大量買付行為により当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は新株予約権の無償割当て、会社法その他の法令もしくは当社定款によって認められる対抗措置をとることがあります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、大量買付者による権利行使が認められない行使条件及び当社が当該大量買付者以外の株主の皆様から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点でのすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当て（会社法第277条以下に規定）の方法により割当てることがあります。新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙4のとおりです。

(5) 対抗措置の発動要件

- (a) 大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しない場合

大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しない場合（本必要情報が提供されない場合、また提供された場合でもその内容が不十分である場合等、その他大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しない

場合)には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的に独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を行うことがあります。

(b) 大量買付者が本対応策に定める手続を遵守した場合

大量買付者が本対応策に定める手続を遵守した場合には、当社取締役会は当該大量買付行為に反対であったとしても原則として対抗措置はとりません。この場合、株主の皆様が大量買付者による買付提案に応じるか否かは、大量買付者による買付提案及び当社取締役会の意見、代替案等を考慮の上で、ご判断頂くことになります。ただし、大量買付者が本対応策に定める手続を遵守した場合においても、大量買付者及び大量買付行為の内容が下記(i)ないし(vii)に規定される要件のいずれかに該当する場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的に独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を行うことがあります。

なお、当社取締役会は対抗措置の発動及び不発動の決議後においても、大量買付者が大量買付行為を撤回したり変更した場合等、又は、当社取締役会の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが認識された場合には、独立委員会への勧告を経て、対抗措置の不発動及び発動の決議を改めて行うことができるものとします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付行為を行っている場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の大量買付行為を行っているとは判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大量買付行為を行っているとは判断される場合
- (v) 大量買付行為における当社株券等の買付け等の方法が強圧的二段階買収（最初の買付け等の段階で全株券等の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うこと）など、株主の皆様が当社株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合
- (vi) 大量買付行為における買付条件（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付行為の実行の確実性の程度等、大量買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、当社及び当社グループの従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます）が、当社の本源的価値に照らし不十分又は不適当であると合理的に判断される場合
- (vii) 当社及び当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の利益を損ない、中長期的に、当社の企業価値又は株主共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

(6) 株主総会における決議

当社取締役会は、独立委員会が買付内容等を考慮の上、対抗措置の発動につき株主総会の招集を勧告した場合には、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に関する議案を当該株主総会に付議するものとしたし

ます。当社取締役会は、株主総会において対抗措置発動の決議がなされた場合には、株主総会の決議に従うものとし、大量買付者は当該決議がなされるまでの間、買付けを実行してはならないものとします。

なお、株主総会を開催する場合、当社取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに法令に従い公告をいたします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。当社取締役会は、株主総会で対抗措置の発動が否決された場合には、対抗措置は発動しません。なお、当社は、株主総会の結果につきましては速やかに開示いたします。

4. 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。ただし、本対応策の継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応策を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。なお、本対応策の有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の承認を得た上で、合理的に必要と認められる範囲で本対応策を変更・修正する場合がありますが、かかる変更・修正を行った場合は、その内容について速やかに開示いたします。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応策の継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の継続時においては、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法令もしくは当社定款によって認められる対抗措置自体を行うものではありません。したがって、継続時に株主及び投資家の皆様の権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の決議がなされた場合、当社は法令及び証券取引所規則に基づいて適切に開示を行います。当社取締役会又は株主総会の決議において、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議が行われた場合、当該決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記「(3)新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要となる手続」において定める新株予約権の行使手続を経ない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに大量買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者と当社取締役会が判断する者（以下「非適格者」といいます。）以外の株主から新株予約権を取得する手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、下記「(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要となる手続」に定める手続により、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式が交付されるため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応策に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、新株予約権の無償割当て決議がなされた場合であっても、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で新株予約権を取得することがあります。その場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要となる手続

(a) 新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会(株主総会における対抗措置発動の議案が承認された後に開催される場合も含みます。)

において、新株予約権の無償割当てを行う決議をした場合には、当社は、新株予約権の割当てのための基準日を定め、これを公告いたします。この場合、基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が無償にて割り当てられることにより、それらの株主の皆様は、申込み手続を要することなく、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

(b) 新株予約権の行使手続

当社取締役会は、基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が非適格者でないことを誓約する文言を含むことがあります。）、その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、発行される株式1株当たり金1円以上で当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個当たり原則として1株の当社普通株式が発行されます。ただし、非適格者は、新株予約権を行使できない場合があります。ただし、当社は、下記(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、原則として、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

(c) 当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が、新株予約権を取得する旨の決議をした場合、法令の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得しこれと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、新株予約権1個当たり原則として1株の当社普通株式が交付されます。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途、株主様ご自身が非適格者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽がある場合には交付された株式を返還する旨の文言を記載した当社所定の書面をご提出いただくことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行う際に、株主の皆様に適時適切に開示又はお知らせいたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 本対応策が基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本対応策は、以下の理由により、上記Ⅰ.の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものです。また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致するものです。

2. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって継続されていること

本対応策は、上記Ⅲ.の「1. 本対応策継続の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当該買付行為に応じるべきか否かを適切に判断するために必要かつ十分な

情報及び時間、並びに大量買付者との協議・交渉の機会を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

3. 株主の意思を重視するものであること

本対応策は、上記Ⅲ.の「4. 本対応策の有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって継続され、平成29年3月期に関する当社定時株主総会の終結時まで設定されるものです。さらに、本対応策は有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合、その時点で廃止されるものとします。このため、本対応策の継続、廃止及び対抗措置発動の際に株主総会が開催される場合には、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

4. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.の「4. 本対応策の有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により廃止することができるものとされております。したがって、本対応策は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

5. 独立性の高い社外者による判断の重視

本対応策は、上記Ⅲ.の「2. (2) 独立委員会の設置」に記載のとおり、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するために当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置されています。このように、本対応策の運用は客観性、公正性、及び合理性が高い運営が行われる仕組みが確保されています。

6. 客観的発動要件の設定

本対応策は、上記Ⅲ.の「3. (5) 対抗措置の発動要件」に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

以 上

当社の株式の状況（平成26年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式総数 12,000,000株（自己株式980,427株を含む）
3. 大株主の状況

氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
住友商事株式会社	1,200,000	10.9
株式会社メタルワン	699,500	6.3
新日鐵住金ステンレス株式会社	696,000	6.3
株式会社みずほ銀行（常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社）	548,000	5.0
UEX社員持株会	429,740	3.9
三井物産スチール株式会社	368,000	3.3
大同特殊鋼株式会社	316,000	2.9
第一生命保険株式会社	268,000	2.4
テックス・テクノロジー株式会社	214,000	1.9
メロンバンク エヌエー アズ エージェントフォー イツ クライアントメロン オムニバス ユーエス ペンション	207,000	1.9
合計	4,946,240	44.9

（注）持株比率は、自己株式（980,427株）を控除して計算しております。

独立委員会の委員略歴（50音順）

本対応策継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

伊藤 哲夫（いとう てつお）

〈略 歴〉

昭和29年6月20日生

昭和54年4月 環境庁入庁

平成24年8月 環境省自然環境局長

平成25年7月 同省 退職

平成26年3月 一般財団法人国民公園協会専務理事（現任）

平成26年6月 当社取締役就任予定

猪俣 節夫（いのまた せつお）

〈略 歴〉

昭和25年2月3日生

昭和47年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行

平成15年10月 中央青山監査法人金融部部長

平成18年9月 あらた監査法人に移籍

平成22年6月 同法人 退職

平成23年6月 当社監査役（現任）

小川 秀史郎（おがわ しゅうしろう）

〈略 歴〉

昭和21年11月20日生

昭和46年9月 司法試験合格

昭和49年4月 弁護士登録（東京弁護士会）（現任）

平成元年6月 当社監査役（現任）

*伊藤哲夫氏は、本定時株主総会において選任議案が承認可決された場合には、会社法第2条第15号に定める社外取締役として就任する予定です。

*猪俣節夫氏及び小川秀史郎氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

*上記3氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

1. 独立委員会は、本対応策における当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保する目的で設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役及び社外の有識者(実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者等)の中から、当社取締役会が選任し、就任する。
3. 独立委員会委員の任期は3年間とする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社取締役会より諮問される以下の各号に記載される事項につき、当社取締役会に勧告を行う。
 - (1) 本対応策の適用対象となる大量買付行為の存否
 - (2) 大量買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の範囲
 - (3) 本対応策における対抗措置の発動の適否及び取締役会評価期間の延長
 - (4) 対抗措置発動に係る議案を株主総会へ上程するか否か
 - (5) 本対応策における対抗措置の中止又は撤回
 - (6) 本対応策の修正又は変更
 - (7) その他本対応策において当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
6. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
7. 独立委員会は当社代表取締役及び各独立委員により招集される。
8. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の発行可能株式総数から最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の所有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権の無償割当てを行います。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、原則として1株として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。非適格者は、新株予約権を行使することができないとの行使条件を付すこともあります。

8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

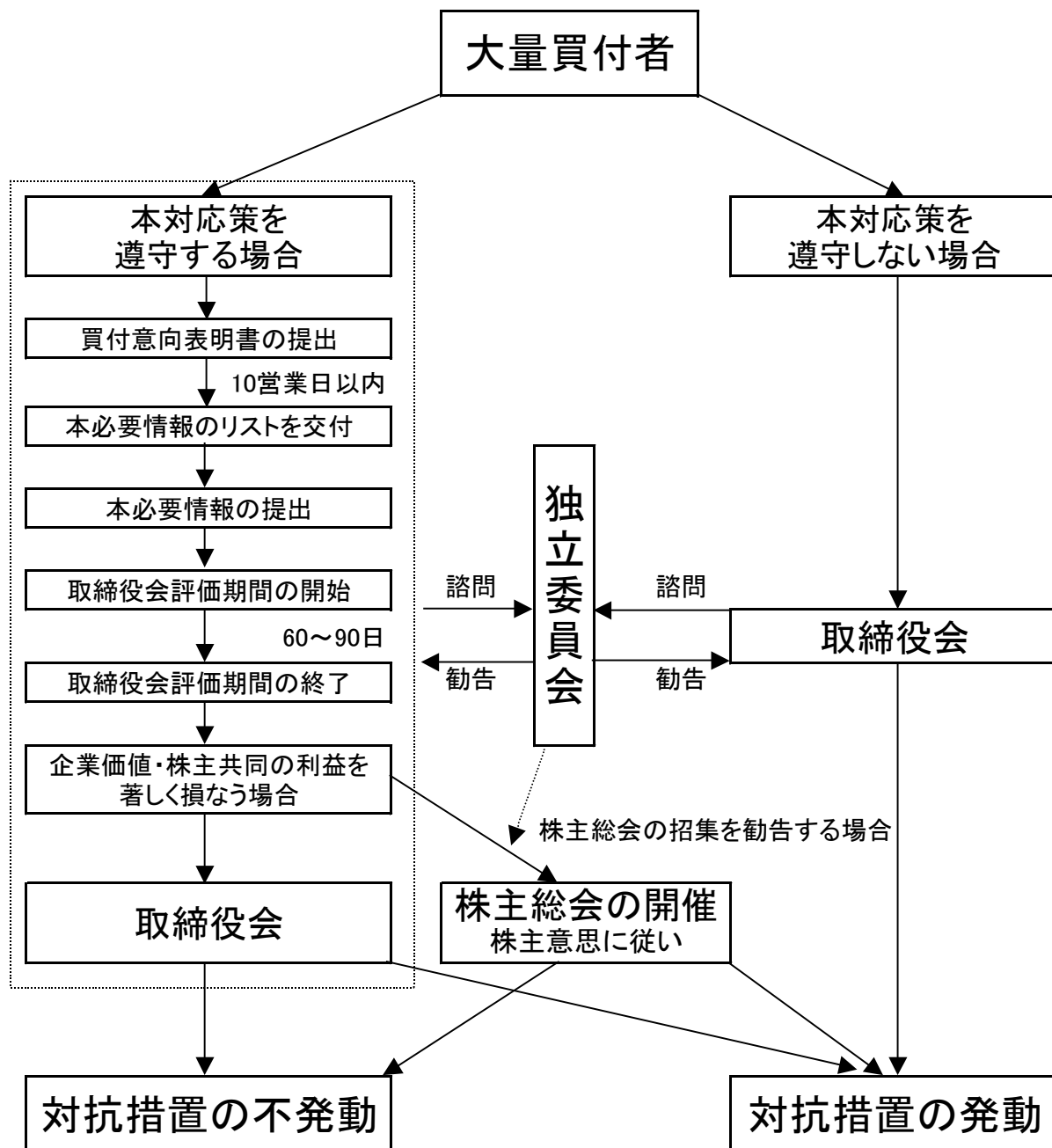
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

本対応策に関するフローチャート



(注)上記のフローチャートは本対応策の概要を示したものであり、詳細につきましては本文をご参照願います。